

あなたや、あなたの身の
回りで、たとえばこんな
ことはありませんか。

- 「親から暴力を受けている」
- 「子どもに暴力を振るってしまう」
- 「子どもの非行に困っている」
- 「子どもの言葉や発達が心配」
- 「近所で子どもの異常な泣き声が聞こえる」
- 「近くで見かける子どもの体に不自然なけがやあざがある」

そんなときは、
まず児童相談所
にお電話をください。



子どもの命が最優先 児童相談所虐待対応ダイヤル 189(いちはやく)

(24時間365日)

「もしかして虐待?」と思ったら、
ためらわずに、いつでもご連絡ください。
通報者が特定されないよう配慮します。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、
虐待を受けたと思われる子どもを発見した
場合の通報を国民の義務としています。

背景のオレンジリボンは、「子ども虐待のない社会の
実現」を目指す運動のシンボルマークです。



静岡市児童相談所

〒420-0947 静岡市葵区堤町914番地の417

電話：054-275-2871 FAX：054-272-1610

Eメール：jidousoudan@city.shizuoka.lg.jp

交通アクセス：自動車（駐車場7台完備）、バス（美和大谷線
又は西ヶ谷線・伊呂波町バス停下車徒歩1分）

静岡市 児童相談所



静岡市

Q 児童相談所ってなに？

A 児童福祉法に基づいて、県や政令指定都市などに設置されている行政機関です。

18歳未満の子どもに関するさまざまな相談をお受けしています。

Q 誰でも相談できるの？

A 子ども本人はもちろんのこと、ご家族など、どなたでも相談できます。

相談には、一切お金はかかりません。また、秘密は厳守されます。

Q どんなことを相談できるの？

A たとえば次のようなことでの悩みや不安、疑問などについて相談をお受けしています。

お気軽にお電話をください。

- 親から暴力を受けている
- 子どもについ暴力を振るってしまう
- 育児ができない
- 子どもの非行に困っている
- 子どもの性格や行動について不安がある
- 子どもの障がい、言葉や発達の遅れの相談
- 里親について知りたい
- 療育手帳の判定 など

Q どんな支援を受けられるの？

A 児童福祉司・児童心理司などの専門の職員が面接や心理検査等を行い、一緒に解決方法を考えていきます。

これらを通じて、次のような支援につなげていきます。

- 在宅(通所)での支援
- 適切な他機関(医療機関や専門相談機関)の紹介
- 子どもの一時的保護
- 乳児院や児童養護施設など施設への入所
- 里親での養育 など

一人で悩まずに、まずはお電話ください！

相談員がお話を聴いた上で、必要に応じて
面談をします(相談無料、秘密厳守)

054-275-2871

(平日 8:30 ~ 17:15)

もしかして
虐待？

専用ダイヤルに
通報！

詳しくは裏面